安　全　就　業　だより



公益社団法人 水戸市シルバー人材センター

令和８年 11 月２日発行

シニアです　焦らず無理せず　油断なく　ゆとりを持って　安全作業

会員番号:4317　舩生　敏司会員

道路交通法の改正について



1.　令和８年９月１日　　一部改正された道路交通法が施行されました。

「生活道路における法定速度が 60km/時から 30km/時に引き下げ」となります。

生活道路とは、地域住民の日常生活に利用されるような、センターライン等がない道路のことです。

法定速度とは、道路標識、道路標示などで、最高速度が指定されていない道路での最高速度です。郊外にはそのような道路があります。既に皆さんもご存じでしょう。

また、皆さんの住んでいる地域には、センターラインがなく、最高速度表示がない狭い道路が沢山あると思います。今までは、最高速度の表示がない以上、法定速度 60km/時を遵守していれば速度違反ではありませんでしたが、今回の改正で法定速度が 30km/時と定められました。最高速度表示がなくても 30km/時です。必要に応じて、狭い道路での徐行、一時停止は当然のことですが、最高速度にも十分注意して事故のないように運転しましょう。

2. 令和８年４月１日施行　自転車の追い抜きについて



「自動車等が自転車等の右側を通過する（追い抜く）場合、自転車との間隔に応じた速度で進行しなければならない」、と規定されました。

道路交通法で規定されたわけではありませんが、自転車との間隔は「少なくとも１メートル程度」を開けること、更に１メートル程度の間隔を確保できない場合は「20km/時～30km/時程度での走行」が推奨されています。

自転車を危険にさらさないよう、注意して運転しましょう。

シルバー会員募集中！

60歳以上の市民の方、あなたの豊かな経験と能力を活かしてみませんか？

水戸市シルバー人材センターのホームページにアクセス（右 QR コード）

令和８年度事故発生状況について

安全＋第一

今年度の事故発生は、下表に示す1件のみで、昨年同時期の8件に比べ 1/8 に減っております。事故発生0を目指しておりましたので残念ですが、このまま昨年の発生件数が大幅に減って行って欲しいものです。お互いに力を合わせて、更に気を引き締めて、事故を減らして行きましょう。

【令和8年 9 月末までの状況】

No.	性別等	区分	就業内容	事故の状況	現状
1	男性 78 歳	就業中 （入院）	残材処理	残材をダンプに積み込んだとき、誤って荷台から落下し腰を強打したもの。	就業復帰

県内シルバー人材センターでの最近の事故発生状況について

令和 3 年度から7年度(7 年度は令和 7 年 12 月まで)に県内シルバー人材センターで発生した重篤事故(死亡又は 6 か月以上の入院)の発生件数は 5 件であり、このうち 3 件が植木剪定作業時の事故によるものです。

傷害事故の発生件数は 510 件で、このうち植木剪定作業で 181 件(35.5%)、刈払い・除草作業で 158 件(31.0%)、清掃作業で 66 件(12.9%)、就業途中・帰途 50 件(9.8%)等となっており、植木剪定作業と刈払い・除草作業で全体の 66.5%を占めています。

これらの事故の型別は、虫刺され・噛まれ 147 件(28.8%)、転倒 112 件(22.0%)、転落・落下 78 件(15.3%)、切創・裂傷 65 件(12.7%)、交通事故 26 件(5.1%)等となっており、虫刺され・噛まれや転倒による傷害事故が半分以上を占めています。

一方、損害賠償事故の発生件数は 560 件で、刈払い・除草作業で 470 件(83.9%)、植木剪定作業で 48 件(8.6%)、屋内作業で 18 件(3.2%)、屋外作業 17 件(3.0%)等となっており、刈払い除草作業と植木剪定作業の二つの作業で全体の 92.5%を占めています。

これらの事故の型別は、飛石 384 件(68.6%)、器具接触 90 件(16.1%)、ぶつけ 39 件(7.0%)等となっており、刈払い作業での飛石事故が 2/3 以上を占めています。

茨城県シルバー人材センター連合会では、低速回転草刈機の使用を推奨しており、これを試験的に導入した高萩市シルバー人材センターでは試験期間中の石撥ね事故はなかったとのことです。



低速回転草刈機の刃



7月期安全パトロール結果報告について



令和 8 年7月から 8 月にかけて、植木剪定作業及び刈払い作業に係る安全パトロールを行いました。パトロール先は、植木剪定作業は個人宅２軒、事務所１軒、寺社１軒、刈払い作業は個人宅 1 軒でした。

全ての現場において、概ね安全適正就業基準を守り、適正な服装や履物で作業が行われており、適正な作業環境で就業が行われていることを確認しました。

しかしながら、植木剪定作業において、全ての作業場で引き続き安全適正就業基準に違反する閉じ止め金具の未着装使用がありました。

労働安全衛生規則は、三脚、脚立の使用について、墜落、転落災害を防止する観点から、「脚と水平面の角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものであっては脚と水平面の角度を確実に保つための金具等を備えること」とし、適合したものを使用しなければならないとされています。作業会員皆さんとの意見交換の場等を活用し、理解と納得をいただくよう、働きかけを続けます。



また、一部には安全帽の未着用、安全帯の未着用、梯子に剪定ばさみを立て掛けている、ヘッジトリマー使用時の保護眼鏡の未着用、脚立に登りながらチェーンソー使用するなど、安全適正就業基準違反もあり、適切に指導をさせていただきました。

なお、熱中症対策として、マニュアルに則って 1 時間に 10～15 分の休憩をとったり、会員同士、様子を見ながら声をかけ合い、作業をしておりました。特に 1 人作業の場合、家を出る際には家族に作業先を伝え、作業中は携帯電話をいつでも使用できるよう身に付けるように指導させていただきました。

健康診断受診の勧めについて



毎月行われている選考会で就業希望会員の健康状態を聞いておりますが、集団検診を受けていない方が相当見受けられます。

水戸市で行っている集団検診を受診すると、自分の健康状態が定期的にチェックでき、自分の身体の状態が良く分かります。集団検診では、身体計測(身長、体重等)、血圧測定、血液検査、心電図検査、眼底検査のほか、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん等のがん検診が行われます。少しでも異常があれば、精密検査を受けるように指導があります。集団検診で異状が見つかり、早く処置を受けて助かった方が何人もおられますし、それが長寿の秘訣です。



健診を毎年受けて、楽しいシルバーライフを送り、また、シルバーの仕事を長く続けてほしいものです。

不適正就業事案が発生しました！



残念なことに、植木剪定作業で不適正就業事案が発生しました。

これは、植木剪定作業を終了し、切り落とした枝葉をゴミ袋に入れた後、契約になかったゴミ袋をゴミ処理場まで運び、顧客から現金入りの封筒を受け取ったものです。

植木剪定作業、刈払い作業、除草作業等では、顧客から契約に含まれない作業を当日依頼される場合があると思いますが、このような依頼を受けた際には直ぐに事務局の担当者に連絡して指示を仰ぐようにしてください。また、顧客との間では直接金銭の授受は決して行わないようにしてください。

今回は、作業者が初めての不適正就業であり、深く反省して指導内容を実践するとのことだったため、安全・適正就業委員会としては口頭による厳重注意処分としました。

繰り返しとなりますが、契約外の作業が発生した場合には必ず事務局に連絡し、指示を仰ぐとともに、顧客との間で金銭の授受は絶対にしないようにしてください。

交通安全ワンポイントレッスン！



細い道路から広い道路に出る場所等に「止まれ」の道路標識が設置されており、また、踏切や横断歩道の手前には、停止ラインが引かれております。



停止の際に車を完全に停止させていますか。停止ライン付近でスピードを落としておりますが、完全に車を停止していないことが多く見受けられます。

完全に車が止まると、体(特に頭)が慣性力に逆らってグッと後ろに下がります。このような状態が、完全停止のサインとなります。スピードを落としただけでは停止とは言えず、交通違反となりますので、注意してください。